

三條市立第四中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に積極的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

いじめの防止等の対策は、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないようにし、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることである。

加えて、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本校は国、地方公共団体、警察、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 いじめ防止のための手立て

(1) いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

学校の教育活動の全般をピースメソッドの視点で位置づけ、年間の活動を通して、生徒にいじめ防止のための基本的な資質を育成するよう活動を組み立てる。また、個々の活動の中に必ずいじめ防止、絆を深める、人間関係の円滑化を図る視点を設け、個々の活動を計画する。

月	生徒の活動予定		
4月	生徒会オリエンテーション 教育相談強調旬間	部活動集会	四中校区あいさつ運動 トークタイム
5月	やる気アップウィーク	生徒総会	
6月	学校生活アンケート	地区大会激励会	
7月	体育祭結団式 ブリッジスクール	県大会・吹奏楽コンクール激励会	SNS講演会 ↓
8月			
9月	体育祭	四中校区あいさつ運動	トークタイム
10月	合唱コンクール	学園防災訓練	やる気アップウィーク
11月	いじめ見逃しゼロスクール集会 ブリッジスクール	学校生活アンケート 教育相談強調旬間	食育授業
12月	人権強調週間	吹奏楽部激励会	クラスマッチ 生徒会役員選挙
1月	入学説明会		
2月	生徒総会		
3月	卒業ウィーク	卒業式	修学旅行 ↓

(2) 小中一貫教育に基づく社会性育成のための取組

いじめはどの子にも起こりうるという認識のもと、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止のための教育活動に取り組む。また、未然防止の基本は、生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことにある。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるのが大切である。さらに、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

<主な取組>

- ・社会性の育成…小中一貫教育に基づく小中交流活動、異学年交流活動、地域連携活動
(いじめ見逃し0スクール集会) (ブリッジスクール) (学園防災訓練)
- ・自治能力の育成…生徒会活動、部活動、学校行事での自主的計画運営活動
- ・学級づくり…人間関係作りの活動を取り入れた特別活動、行事を通してのグループ活動の充実、各種アンケート結果を取り入れた計画的実践
- ・授業づくり…関わり合いのある授業、授業のユニバーサルデザイン化、授業規律の明確化
- ・道徳教育…体験的活動による豊かな感性の醸成、自己有用感と命を大切にする心の育成

3 いじめ防止の早期発見のための手立て

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。教職員は、いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもつことが重要である。そして、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめに真剣に向き合う姿勢が必要である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナの感度を高く保つ意識をもち続けることが重要である。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む。

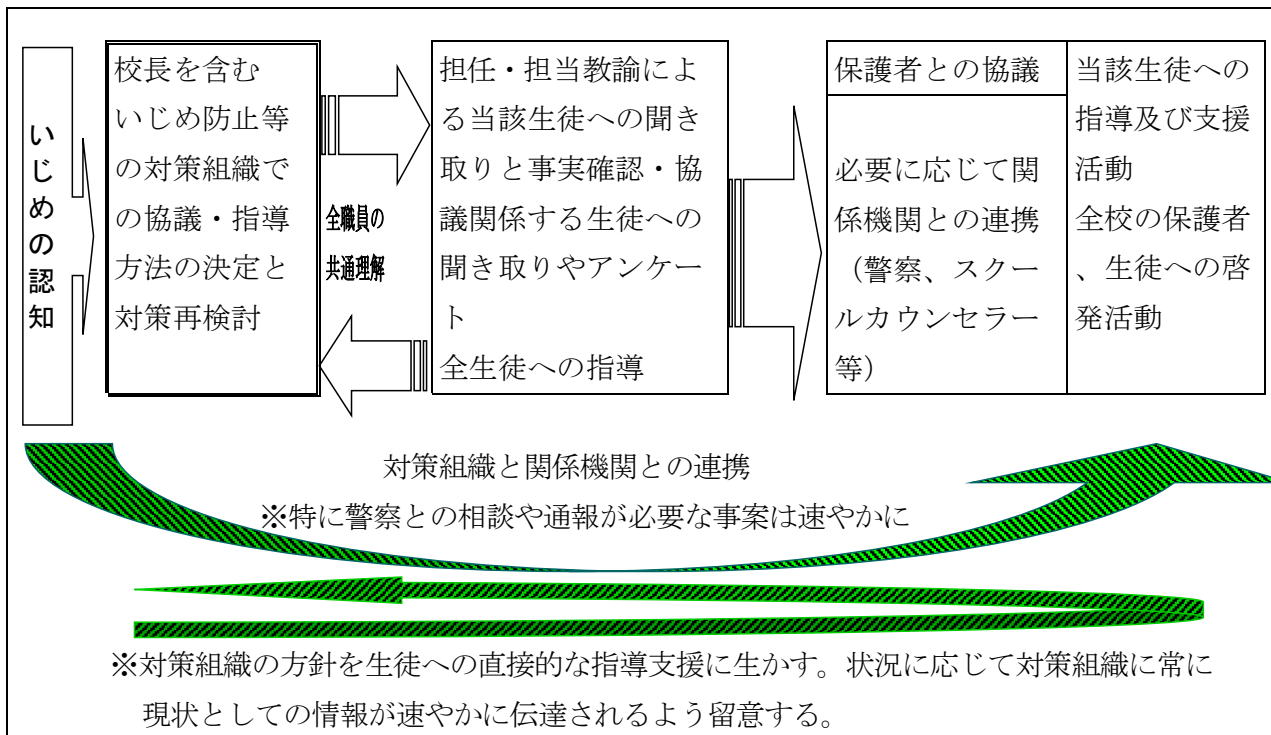
<主な取組>

- ・いじめ実態調査…生活ノート、トークタイムアンケート(タブレットを使用した簡易調査)、教育相談カード
- ・教育相談…教育相談強調旬間の実施、チャンス相談・声かけ運動の実施
※生徒からの相談、SOSに対して迅速に対応する。
- ・学校生活アンケート…学級満足度、学校生活意欲度、進路意識度、ソーシャルスキルの診断
- ・カウンセリング…スクールカウンセラー、派遣カウンセラー、SSWの活用
- ・生徒会の活動…生徒会の自主的活動における意見箱の設置、いじめ防止集会の企画
- ・配慮が必要な生徒への支援(障がいのある生徒、帰国子女、外国につながる生徒、性同一障がいや性的指向・性自認に係わる生徒、東日本大震災により被災した生徒)…当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒のケアを最優先に、当該生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で組織的な対応を行う。

緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。



5 いじめ防止等のための組織について

- (1) 名称 この組織を「第四中学校いじめ防止推進会議」とする。
- (2) 構成員 校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、不登校支援員
警察のスクールサポーター、スクールカウンセラーを構成員とする。
※事案によっては学識経験者やPTA役員、自治会役員等を特別構成員とする。
※スクールサポーターとスクールカウンセラーは市教委が直接依頼する。
- (3) 組織の具体的な役割
 - ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割、いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめに係わる情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
 - ・指導や支援体制・対応方針の決定と保護者等との連携などの対応を、組織的に実施するための中核としての役割

6 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の意味

①「いじめにより」当該学校に在籍する児童等の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは、前述の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する

< 状況の例 >

- ・ 生徒が自殺を図ろうとした場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

(2) 重大事態としての認知と調査

① 重大事態の認知

学校はいじめの認知があった場合にはそのすべてを教育委員会に報告する。その中にあって、重大事態であるか否かの判断は教育委員会に仰ぐ。

② 重大事態の調査及び対応

重大事態については教育委員会がその事態に対処する。当該重大事態と同種の事態が発生することを防止するため、速やかに、調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は当該学校が担当する。

教育委員会はその調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、必要な情報を学校とともに適切に提供するものとする。

7 その他の学校の取組

- ・ いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。
- ・ いじめ防止等のため、学校評議員、PTA、後援会、自治会、育成会と連携して、いじめ防止等のための取組を強化する。
- ・ 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- ・ いじめ防止等にかかる上記の取組について「いじめ防止推進会議」において、PDCAサイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。